

平成23年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月14日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第16 一般質問
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

3番 清野嘉之君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 会長 職務代理者	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君

《平成23年12月14日》

經濟部技監	松井雅弘君	總務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	總務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	稅務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工觀光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	會計管理者	松本妙子君
生田原綜合支所長	岡村宏君	丸瀬布綜合支所長	工藤敏広君
白滝綜合支所長	池田博利君	白滝綜合支所産業課長	加藤雅史君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
總務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成23年12月14日》

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
清野議員より、欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、黒坂議員、高橋義詔議員を指名いたします。

◎日程第16 一般質問

- 議長（前田篤秀君） 日程第16 一般質問を行います。
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

一般質問通告、読み上げて通告といたします。

一つ、行政サービスの充実とその成果について。

遠軽町が「みんなでつくるまちづくり」を推進するために、町民の皆さんが住みよいまちにするには、知りたいことをわかりやすく、親しみやすくお知らせすることが大事なことだと考えます。町民の声をいただくこと、適切に情報を届けることは行政の基本と考えます。

そこで、平成21年12月の定例会での一般質問において、職員の町民サービス向上のため、来庁した町民に職員の対応について尋ねるアンケート用紙を設置する取り組みを質問いたしました。その際、町長は、職員の接客だけでなく、町民の皆さんの町政にかかわるさまざまな意見等をいただくための目安箱のようなものを考えると答弁されました。その後、目安箱を設置されましたが、町長への手紙、メール、ファクスでの問い合わせ等を含めた件数や、その内容、今後の対応について伺います。

二つ目、脳脊髄液減少症の周知と対応について。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ障害などで体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が髄膜の弱い部分などから慢性的に漏れ続ける病気です。大脳や小脳の位置が安定せず、また、神経が引っ張られることにより激しい頭痛、吐き気、めまいを初め、視力低下、睡眠障害、全身倦怠感、さらには思考力低下、味覚臭覚異常、記憶喪失などさまざまな症状があらわれるものです。

《平成23年12月14日》

国内には約30万人の患者がいると言われ、潜在的には、病名も知らず苦しんでいる方は100万人を超えていると言われています。10年前、この病名が認知されるまでには、単にむち打ち症と診断されることが多かったようです。なかなか治癒しない難治例の一部は、脳脊髄液減少症だったのではないかと推測され、ブラッドパッチなどの治療法によって症状が改善する例が相次いで報告されています。しかしながら、診断、治療が可能な医療機関は、オホーツク圏域ではわずかであります。医療機関でも、医師の経験や、この病気の知識がないと見つけにくいとされています。

現在においても、脳脊髄液減少症の認知は極めて低く、外見が健常者と変わらないことが多いことから、職場や学校において周囲から理解されず誤解を生じ、悩み苦しんでおられると聞いております。

平成19年5月に、文部科学省から「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」の通知が出されていますが、これを受け、教育現場において関係者に対してどのような対応をされたのか、お示しください。あわせて、今後、町民へ脳脊髄液減少症をどのように周知していくか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、一つ目の行政サービスの充実と、その成果についてでございます。

私の町長就任時に町政の責を担うに当たり基本的な考え方を申し上げており、その中の一つとして「みんなでつくるまちづくり」を挙げております。政策の提案制度、目安箱制度を創設しますというのは私の公約でもあり、議員おっしゃるとおり、平成21年12月定例議会におきまして、職員の接客だけでなく、町民の皆さんの町政にかかわるさまざまな意見などを含めた目安箱のようなものを設置してまいりたいとお答えしております。

平成22年7月には町内6カ所、役場、各支所、遠軽町福祉センター、げんき21に目安箱を設置いたしまして、広報に掲載し、町民の皆様や在勤在学されております方々から、通年でまちづくりのアイデアや政策提案をいただいているところであります。また、文化センター等を考える会の設置につきましても、広く町民の皆さんの御意見を賜り、住民参加と協働のまちづくりを進めたいということで設置したものでもあります。

御質問の件数や内容、今後の対応についてであります。現在まで目安箱への投書のほかメール、手紙で寄せられたものを含め、41件の御意見をいただいております。温水プールの開館時間の延長などは町民の方からの要望を受け、既に実施してきているものもございますが、中には、匿名での誹謗中傷のような内容もあることも事実でございます。

今後の対応であります。目安箱につきましては、当面継続して設置いたしますが、様式には余りこだわらずに身近なことでも構いませんので、ぜひ、まちづくりのアイデアをお願いしたいと考えているところであります。

《平成23年12月14日》

また、目安箱のほかにも、各支所を訪れて対話をする移動町長室や町内の各団体と町政について会談する地域の懇談会を実施するなど、広聴に努めているところであります。

また一方、情報の発信についてであります。予算の関係では、「まちの収入と使い道」という冊子を作成し、全戸配布や、遠軽町町勢要覧資料編を毎年作成しており、ホームページの閲覧や企画課、各支所地域住民課でも無料で配布しているほか、町の制度や仕事の内容を説明する出前講座も行っておりますので、ぜひ御利用いただきたいと存じます。

今後におきましても、町民の皆さんへの情報の提供を積極的に進めるとともに、一番身近な広報紙、ホームページの充実に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、二つ目の脳脊髄液減少症の周知と対応についてでございます。

その中の1点目の、教育現場において関係者にどのような対応をされたのかとの御質問であります。教育委員会におきまして、平成19年6月8日付で、当時の網走教育局から、「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」により、そのような疾患が起こり得るとの報告があった旨が通知されており、このことを受けて、教育委員会では、町内各学校に文書で通知を行うとともに、校長会においても、その旨を周知しております。

2点目の、今後、町民へどのように周知していくのかとの御質問であります。脳脊髄液減少症は、交通事故や転倒、スポーツ外傷や出産など体に衝撃を受けたことが原因で、さまざまな症状を引き起こすと言われております。このような原因を踏まえまして、妊産婦相談や小さなお子さんをお持ちの母親を対象とした母子保健事業や一般成人に対する健康教育などで症状の周知を図ってまいります。

また、これからの季節、心配されるのが、雪道での転倒によるけがであります。特に高齢者には注意が必要で、寝たきりの原因となる骨折などの予防が大事であります。例年、老人クラブの健康相談などで注意を行っているところでありますが、今後は、脳脊髄液減少症の説明を加えるなど、今まで以上に注意するよう周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 初めに、目安箱の件なのですが、これは享保6年ですか、ちょっと調べたのですけれども、時の将軍吉宗が、改革の一環として将軍への直訴を受け取る箱として設置され、月に3回ぐらいはあけられ、将軍みずから目の前で開封し、庶民の進言、不満、そういうものをしっかり聞いていって、改革につなげていったのかなと思われませんが、今お聞きしましたら、この41件という中には、氏名、住所がないものもあったかと思うのですが、そのようなものの取り扱いはどのようにされたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） ただいまの御質問ですけれども、匿名という件につきまして

は4件ほどございます。その部分につきましては、開封というか、うちのほうでは処理しておりますけれども、回答のしようが今のところございませんので、内部的に町長までお見せした中で対応しているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 確かに匿名ということでは、そういう対応もあるかと思えます。今、町長が、当面はこの様式にはこだわらないと。私もこの様式を見させていただいたのですけれども、非常に様式がかたいのですよね。名前も書くようになっていきますし、住所もということからいくと、私が質問したときには、アンケート的なことをお願いしたいという、町民の思いをしっかりと受けとめていただくためにはアンケート用紙のようなものをということを使ったのですけれども、ちょっとこれですと、本当に、町民の方から言われたのですね、これではちょっと書けないよという感じで言われまして、今後この様式を本当に変える気はありませんか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） そのような形で、私のほうにも余り難しすぎるのではないかとことを言われておりますので、若干、かた過ぎる面と、あと名前をどうしても書かなければいけないのかということもありますので、その辺も含め、先ほど町長からありましたように若干、様式を変えた中で、また再度続けていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ぜひ、そういう形でお願いしたいなと思えますし、私からの提案としては、来庁という形でいけば、確かに職員のあいさつがあったのかなかったのかとか、また、言葉使いがどうだったのかとか、名前を載せるのではなくて、町民の方が来たときに気軽にアンケート的に参加していただいて、職員の対応だとか印象、そして、どういう用事で来られたのかとか、そういうことから御意見、御要望とか、そういう形で聞く方法も必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今阿部議員言われたような形で、その面を含めまして検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） なぜこのようなことを言うかということ、必ずしも名前を書くというのではなくして、書けない方もやっぱりいらっしゃる、書かないのは先ほどおっしゃったように対応のしようがないというお答えもありましたが、やはりアンケート的にやりますと職員の対応とかそういうことが全体に見えてくるかと思うのですね。

町長に伺いたいのですけれども、町政懇談、いろいろやっていらっしゃることはよく存じていますが、職員との懇談というのは具体的にやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 職員との懇談は、例えば、町政懇談会ですとか、住民懇談会というふうに定期的に決めてやっているものはございませんが、適宜、いろいろな機会がございますので、そういったところで職員とも話をしておりますし、また、いろいろなまちづくりのアイデアを出すようにというような指示は、これは私が町長になってからすぐしておりますし、そういったものの一つとして今職員が活動しているものもございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） もちろん定期的でなく、アイデアを出してもらおうというのもありますけれども、町長として、全体の職員との、全体で職員との懇談はできないかと思うのですけれども、でも、町長として職員の状況を常々把握していただくということは大事なことかなと思います。今後に向けては、アンケートとか、そういう形の町民の要望をよく職員と話し合っ、て、今後は改善していただきたいなど。

なぜこのようなことを言うかという、窓口へ行った方が、こんな惨めな思いをしたことがないと、本当につらかったと。これが女の方ならまだあれなのですけれども、男性の方に私言われまして、職員にそんな方いますかと逆に聞いたぐらいなのですけれども、そういう実態もあります。全員がそうだということではなくて、本当にごくごく一部のことだと思うのですけれども、そういう実態もぜひ知っていただきたいというのが、私のアンケート用紙を設置してほしいというのはそういう思いもあります。

次、2点目なのですけれども、脳脊髄液減少症についてということで、老人等、そういう今後に向けて、町内各学校には文書を出したということでしたのですけれども、北海道でもホームページ等において、より広く道民に周知するという事で最近アップされています。遠軽町においても、ホームページでこのことを周知するという事は可能でしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるように、北海道、それから道内の自治体でも、調べましたらやっているところがございまして、そういうところを参考にしながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 一つ、最後になりますけれども、学校現場で子供さんがこういう状況下にあったということはあったのでしょうか。そういう病気で学校に登校できないだとかということはあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今まで学校現場では、そのような症状があったという事例は報告されておられません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

通告2番、高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 一登壇一

通告の順に従いまして、一般質問いたします。

町内の小学校の屋外運動場（校庭）の遊具の設置についてでございます。

昨年秋に、町内の全小学校の屋外運動場にある遊具、ブランコ・鉄棒・ジャングルジム等の一斉点検を実施したと聞いております。その結果、多くの学校の遊具が危険と判定され、使用禁止の紙が張られていたため、ことし1年間、子供たちは休み時間に校庭の遊具で遊ぶことができなかったという実態がございます。

近年、子供たちの体力の低下が心配されておりますが、屋外運動場で思い切り走り、鉄棒や雲梯などで体力を養うことが大切であると考えます。また、鉄棒や雲梯、ブランコなどの遊具は、集団生活において順番を守ったり、譲り合ったりのルールを身につけるための手段として重要と考えます。

今回、点検をし、危険とされた遊具について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、学校の屋外運動場の遊具設置に国の基準はあるのでしょうか。

2点目、危険とされた遊具について、今後どのように対処されるのでしょうか。

3点目、屋外運動場に最低限どのような遊具が必要と考えられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 一登壇一

高橋眞千子議員の、町内の小学校の屋外運動場（校庭）の遊具設置についての御質問にお答えいたします。

町内小学校の遊具の点検につきましては、平成22年度から、町内の公園の遊具の点検にあわせ、実施いたしております。点検の結果、多くの遊具について補修や修繕、取りかえが必要と診断されたところでありますが、教育委員会では、この点検結果を踏まえ、対策が必要とされた遊具や危険遊具と指摘されたものにつきましては、撤去、修繕等が終了するまで、一時的に使用禁止などの措置をとらせていただいたところであります。

1点目の学校の屋外運動場の遊具設置に国の基準はあるのかという質問であります。学校における屋外遊具の設置基準はありませんが、平成14年に国土交通省が策定いたしました「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」というものがございます。この指針は、都市公園法第2条に規定されています都市公園を対象としたものではあります。子供の遊びや遊具の安全性、事故等に関する基本的な内容が規定されており、同年11月に文部科学省から、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用するよう通知がなされております。

次に、2点目の危険とされた遊具について今後どのように対処されるのかという質問であります。部分修繕や補修で使用可能となる遊具につきましては、財政当局と十分協議をしながら修繕等を行っていきたいと考えておりますが、過去の遊具の事故例などから危

《平成23年12月14日》

険遊具とされたものや老朽化の激しい遊具については、撤去してまいりたいと考えております。

次に、3点目の屋外運動場に最低限どのような遊具が必要と考えているかという質問がありますが、学校にどのような種類の遊具を設置すべきかという基準はありませんが、遊具の中には、子供の体力や平衡感覚等の向上が期待されるものや体育の授業で使用するものもあり、財政状況を見ながら、学校とも協議をしてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 昨年というか、ことし1年、点検に入ったのが去年の秋からですが、実は、私、昨年、文教常任委員長として各学校を回ったのが7月でした。全部の学校を回った結果、そのときにはこういう遊具の検査に入りますということも報告を受けておりませんでした。また、遊具の点検をしたという報告も、一切、常任委員会の中でございませんでした。その中で、ことし1年、4月に入った1年生の子供たちは一度も遊具を使えなかったということなのですね。東小学校を見てみますと、鉄棒もだめだったのですけれども、鉄棒は授業で使うからということで使えるようにしていただいたということです。

先日、学校を点検した結果の表をいただいたのですが、東小学校は鉄棒を直しましたのでランクがBになっておりました。ジャングルジム、ブランコ、雲梯、全部CとDです。その中の全部が危険なので使わないでくださいという張り紙がありました。このランクの中で、どのランクが使えて、どのランクが危険となっていたのかをまずお知らせいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） この中で、A、B、C、Dがあるのですけれども、ここにはAがありませんけれども、Aランクはそのまま継続して使えるというものです。Bランクにつきましては、継続使用しつつ部分修繕を行うというランクになります。Cランクがまず使用を禁止にして早急に対策を講じるという形になります。Dランクにつきましては、使用禁止、もう一度精密的な検査をしなければならないというランクになります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） そうしますと、学校の中でBランクがついている部分を言いますと、東小学校の鉄棒が直ったのでBランクが2つ。南小学校は19の用具があります。その中でBランクは2つ、鉄棒だけです。瀬戸瀬小学校はBランクが1個。丸瀬布小学校は15個あるうち、シーソーとジャングルジムだけがBランクです。生田原小学校はBランクがございません。CとDと危険遊具です。安国小学校はつり橋だけがBで、あとは危険遊具とCとDです。遠軽小学校は、移転しまして、遊具は安全なものを多分移転

《平成23年12月14日》

したのだらうと思っておりましたが、シーソーとジャングルジムとコイルトンネルというのだけがBランクで、あとはCランクとDランクです。遠軽小学校の場合は学校が移りましたので、遊具も当然危険なものを持っていくことはないだらうと思っておりましたが、そういった中ですね。白滝小学校は、Bランクはありません。C、D、危険遊具です。ということは、学校の遊具は、鉄棒も含めて、ことし1年何も利用できなかったということになるのかと思うのですけれども、学校の授業に支障はなかったのでしょうか。

私も文教常任委員長をことしの10月までさせていただいて、この報告を受けなかったのと、検査する前に学校を調査したこともありまして、そういう話を一つも聞いていなかったのをごさいます、大変子供たちに申しわけなかったなという気持ちがいっぱいのごさいます。

どうでしょうか、白滝小学校は鉄棒も授業でできなかったのでしょうか。それとも体育館の中にあつたのでできたのか、そういった部分をお知らせ願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） お答えいたします。

ことし1年間は大体授業には使えなかったと思います。いろいろ問題がありまして、学校とも協議しまして、児童生徒には不自由をかけますけれども、少々我慢をしていただきたいということで御連絡を差し上げております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 今年度はもう間に合いません。次年度に向けてなっていると思うのですけれども、1年かけて、こういった危険遊具の撤去なり修繕、改善なりをきちっと年次を立ててどうしようかという計画ができたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） お答えいたします。

計画的な年次というのは立てておりませんが、現状では、財政当局と相談をいたしまして、あと学校と協議いたしまして、どれを早急にやっていくか、まず恐らく撤去が先ではないかというふうに考えております。それと修繕できるものについては、できる範囲でやっていきたいと思ひますし、取りかえなければならぬものも早くやらなければならぬと思ひますので、今後まだまだ財政当局と協議をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 体育用具も結構、全部の学校を合わせますと相当にあります。もちろん危険遊具とされている部分は早急に撤去しなければ、逆に使わないで置いておいても事故があるということがありますから、早急に撤去しなければいけないものだと思いますので、数も多くごさいますので、ぜひ、年次計画を立てて、3年なりなんなり、

こちらはきちっと計画を立てて、財政担当と話していかなければ、一度に全部というのは多分、この遊具を見たときに思いました。ですから、教育部局のほうで年次計画を立てまして、これは修繕、これは撤去というのをきちっとやっていくべきだと思いますけれども、そういった考えはありませんか。財政当局とただただどうしたらいいかというふうに話し合おうとしているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） ただいま来年度の予算に向けまして、撤去するものが先だと思しますので、撤去部分についてはやらせていただきたい。また、取りかえ部分についても、できる限り多くやらせていただきたいというふうに協議を進めております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 先日も新聞で、道内の子供の肥満児傾向というのですか、7歳の子供は、北海道が全国で最も割合が高かったようです。また、6歳と14歳、幼児も全国で上位に挙げられておりました。

今、家庭では、ゲームで遊ぶ子がたくさんいるのですけれども、その中で、学校の校庭に出て行って、昼休みとか10分休みには小さい子供たちが遊具を使って遊ぶのが多く見られておりました。ことしはどの学校もそういった遊具が使えなかったので、低学年の子供たちはどうしていたのかなど。サッカーする子供たちはいいと思うのですけれども、そうでなかった子供たちは、一体学校で昼休みにどうしていたのかなどというふうに思ったりもするのですけれども、道内の子供は体力が全国的に見ても落ちているのですから、ぜひ、こういった遊具は早急に使用できるようにして、少しでも体力増進に向かっていけるようにしていくべきだろうと思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

北海道のみならず、全国の子供たちの体力が、特に体位に比較して、かつてのレベルよりもかなり落ち込んでいるという数多くの調査結果が報告されています。将来を担う子供たちの体力を高めるというのは、早急に解決を図らなければならない重大な課題の一つであると受けとめています。

子供たちの生活様式が大きく変わってしまったということも背景にはあるでしょうし、昨今は、「子供は遊びの天才だ」という言葉そのものも死語になりつつある状況もあります。この1年間、町内の、とりわけ小学校で学ぶ子供たちには、大変な不自由をおかけし、その点については申しわけない思いでいっぱいです。先ほど教育部次長からも答弁させていただきましたが、何とか現状をよい方向に改善すべく努力をしまいたいと思いますが、一方、遊具に頼らないで屋外で遊べる子供たち、あるいは、もしも遊び方を知らないのであれば、大人である私たちや、あるいは学校の先生方が、昔遊び等の手ほどきをするとか、あるいは、地域の方々のお力添えをいただきながら、こんな遊びも楽し

いのだよ、こんな遊びもあるのだよという形でかかわっていただけるような、そういうまちづくりの一環でもあると思われまますので、そういった方向にも意を注いでまいりたいと、こんな思いであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 今、教育長のお話を聞いていて、私たちの子供のころは、そういえば、ケンパとか、懐かしい言葉ですけれども、そういったこともやったなと思っております。でも、そのときにはブランコとか、遊動円木とかというのも私たちのときにはありました。もちろん鉄棒はありましたよね。鉄棒というのは、授業で小学校低学年は逆上がりですか、大きくなるとまた違う、そういった部分は授業で必ず使っているのだらうと思うのですよ。今は違うのかもしれませんが、私たちのときは体育の授業であれば鉄棒の授業がありましたから。

ですから、こういった今回Cランクから、危険なので張り紙を張ったというふうな答弁があったものですから、こんなに子供たちが鉄棒もできない、授業もできなかったのかなと思うと、さらに今まで以上に心が痛んでしまうのですけれども、ことし1年間、どこの学校も授業には差し支えなかったのですか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 学校に設置してあります遊具、広い意味では、教材教具あるいは備品という言葉に置きかえてもいいのかもしれませんが、それが使用できない状況下にあつて、各学校では、それにかわる工夫をしていただいて、何とか急場をしのいでいた状況にあります。これもそれぞれの学校に無理をお願いしたり、当初の予定を変更したりしてのしのごじでありましたので、そういった現状を少しでも改善していく努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 最後に、私いただいた書類の遊具の関係ですね、これ全部、撤去をして、修繕して、使えるようにするといったら、大体総額は出されていますか。お願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 大まかではございますが、2,000万円ほどかかるというふうに踏んでおります。ただ、予算の中で、町外業者に見積もってもらった部分もありますので、それと遊具だけの値段、設置費、そういうものは町内業者をお願いして若干下がるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋眞千子議員の質問を終わります。

10時50分まで暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告3番、奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ー登壇ー

通告に従って質問したいと思います。基本的に、市町村森林整備計画、さらには森林経営計画、これの作成にかかわって3点質問したいと思います。

一昨年末に、森林・林業再生プランがまとめられました。この中身は、日本のすべての森林を、これ国有林、町有林含めて全部ですね、これをどう再生するか、このプランが出されまして、さらにそれを具体的にどう進めるかという形で、市町村森林整備計画、さらには市町村における森林経営計画、これを作成するということが求められてきています。

この作成は、国有林は国有林として林野庁が、遠軽でいえば網走西部森林管理署、そして、もう一つ大きくは、自治体、遠軽町がそれぞれの私林あるいは町有林を含めた形の中で、一体的にどう森林経営をしていくのか、そういう中身の森林整備計画、さらには森林経営計画、これを作成し、国に出して、それを具体的に推進するために年次ごとにどうするか、そういう計画でありますけれども、その計画作成について、町としてどう進めようとしているのか、どの程度進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

二つ目でありますけれども、当然、この森林整備計画、さらには森林経営計画の作成は農政林務課で行うだろうと思います。本所の、これも農政林務課の中の林務担当、現在2名と思っています。そして、これは提出期限、国の予算の関係がありますから、12月までに作成し提出をすれば、新年度の予算がつくという形になろうかと思っています。

この二つの計画、期限がありますから、この2名で作成そのものが可能なかどうか、その考え方をお伺いしたいと思います。

三つ目が遠軽町有林、全体で約3,500ヘクタールありますけれども、現在の支所を含めての係員、あるいは課長含めての管理体制、あるいは調査体制でありますけれども、支所あたりは兼務を持っておりますから、それを0.5とした場合、わずか4名しかいないと。そんな中で、果たしてこの管理体制、調査体制が十分か不十分か、私は不十分と思われましても、もしこの計画を作成する、あるいは諸調査をする、そうなるとまさに要員が不足しているのではないかと。当然そうならば、新規採用を含めた係員の補充というのが必要になってくると思いますけれども、その考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

奥田議員の御質問にお答えいたします。

市町村森林整備計画、森林経営計画の作成と係員の配置についてという御質問でございます。

《平成23年12月14日》

まず、その中の1点目の森林・林業再生プランについてであります。農林水産省は平成21年12月25日に再生プランを公表し、平成22年11月30日には、森林・林業の再生に向けた改革の姿を取りまとめました。これを踏まえ、森林法の一部を改正する法律案が4月15日に可決・成立し、4月22日に公布をされました。

森林法改正の主な内容としては、森林の土地所有者となった旨の届け出、無届け伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設などのほか、森林計画制度の見直しとして市町村森林整備計画の計画事項等の見直し、森林施業計画から森林経営計画への移行などです。

そこで御質問1点目の市町村森林整備計画及び森林経営計画についてであります。まず、森林整備計画につきましては、今回の法改正により市町村は今年度中に計画を変更しなければならないとされております。このため、遠軽町といたしましても、平成21年に作成した遠軽町森林整備計画の変更に向け、準備を進めているところでもあります。森林整備計画は都道府県が定める地域森林計画に適合したものでなければならないとされております。現在、道において計画を見直し中であるため、その推移を見ながら、森林整備計画の変更作業を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、森林経営計画につきましては、森林所有者等が単独または共同で5年を1期として計画を作成し、市町村長の認定を求めるものであります。現在のところ、計画についての内容がまだ明らかにされておられません。森林経営計画の具体的な内容につきましては、現在、国において森林法施行令及び森林法施行規則の改正に向けて、その内容を検討中と聞いております。本町といたしましても、これらの情報収集に努めまして、森林施業計画から森林経営計画への移行に向けて必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、オホーツク総合振興局西部森林室や遠軽地区森林組合等の関係機関とも連携し、遠軽町の森林・林業施策の充実に向け、各種計画の作成等について適切に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問2点目の市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成が農政林務課の職員体制で可能かとのお尋ねであります。農政林務課の担当職員2名及び各総合支所の担当職員も含めまして森林整備計画の変更などに対応し、支障のないようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問3点目の町有林の管理体制についての御指摘であります。今後、遠軽町全体での職員数の増加が見込めない中で、現在配置されている本所、支所を含めた職員体制で業務に支障のないようにしてまいりたいと考えております。

また、新規採用職員については、全体的なバランスも考慮しながら配置しているところであります。いずれにいたしましても、限られた人員の中で本所、支所職員が互いに連携し、町民の基本財産である町有林の管理並びに遠軽町の林業の振興のために各種施策の実施を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

《平成23年12月14日》

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 一つお聞きしたいのですけれども、町有林と接している国有林あるいは民有林、この境界標と申しますか、この調査は行っているのか、あるいはきちっとされているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 平成21年度に町有林の境界にポールを立ててございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） この森林整備計画を作成するという事は、町は町有林の境界、国は国有林の境界、民は民有林の境界、これがきちっとしていないと総体的なものができないわけですね。その点いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 確かに議員おっしゃるとおりだと思います。町有林につきましては、先ほど申し上げましたとおり、境界にポールを立ててございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） このポールですけれども、これは何年に1回ぐらい点検、巡検と申しますか、境界検測、これを行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 私の知る範囲でございますけれども、何年に1回というふうには特に決めてございません。平成21年に新しくポールを立てたということでございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 21年に立てていけば2年経過と。国有林の場合はほとんど毎年やるくらいと、3年に1回調査すればいいと、こういうふうに分かれていますのですけれども、そういった基準が町にはないとすれば、そこはやっぱり境界検測をきちっとする、そして民有林の場合、なかなか個人的にできない、そうなれば森林組合にお願いして境界検測をする。その上に立ってこの森林整備計画をつくらなければならないと思うのですけれども、果たして民のほうの部分はどうなっているか、把握していればお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 町有林のほうは先ほど申し上げましたけれども、民有林のほうは把握してございませんので、森林組合とも連携をとりながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） これは道内の関係でありますけれども、それぞれ市町村森林整

備計画の作成作業チーム、こういったものをつくりながらやっている自治体もあります。しかし、なかなか市町村段階でこういったものをつくったことがないと、とてもできるわけがないと。さらには、路網の計画、これもつくったことがない。さらには、土地の私林の所有者の理解をどうやってとるのか、そういったことも問題がある、こういった自治体が数多くあります。道内だけです。本州のほうへ行けば、まだ県段階でいっぱいあると思います。

先ほど町長の答弁の中では、今配置されている要員、恐らく4名になるのかなと思いますけれども、それでこれから進めるということでもありますけれども、新年度に向けてはもう間に合わないという判断でよろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 計画策定につきましては、今年度中、平成24年の3月31日までに作成する予定でございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 恐らくは、3月31日までに作成して提出しても、新年度の予算にはつかないと思いますけれども、どう判断していますか。

今、国のほうでは、新年度の予算編成が行われていますね。当然、この森林整備計画にかかわる予算も政府に要求しています。それが固まれば、4月以降、実施されるものについてどの程度交付されるかわかりませんが、3月31日ではちょっと遅いような気がするのですけれども、そこら辺、どう考えていますか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） この法改正による変更が、市町村は来年の3月31日までに変更するというようになっておりますので、本町といたしましても3月31日までに計画を作成するというところでございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 今現在どの程度進んでいるかちょっとわかりませんが、先ほどの町長答弁では、21年に作成した計画、これの変更をしていくと、見直すと。それを提出するという考えでよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 議員おっしゃるとおりでございます。平成21年に作成した計画を今回変更するというところでございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 要員の話をするれば、先ほどは、大変厳しい中で現行でいかに得ないみたいな話でありますけれども、あまり要員の話をするとはほかの係のこともありますから、大きくは言いませんけれども、やはり森林経営というのはいかに山に人の足跡を残すか、たくさん残すことによっていい山ができると、こういうふうに言われています。しかし、残念ながら、1年間で10日、20人程度しか現実に山へ行っていない。

《平成23年12月14日》

やはり私は、これは本所の部分ですから、支所でいけばどんな程度になっているかわかりませんが、やはりきちっと山を調査し、把握をして、そして計画をする、これは単に町有林ばかりでなくて、民有林の指導もあるわけです。そして最終的には、この遠軽全体、地域全体の計画、路網計画、そういったものをつくって、いかに林業経営者がやりやすく、コストがかからないようにしていくのか、これがもともとのねらいですね。本当のねらいはCO₂対策とか、水の問題とか、そういったものがあってこのプランができたわけですから、やはり町はもうちょっと積極的に民を指導する、あるいは国と連携をする、そして、この整備計画なり経営計画をつくっていく、そういう立場にあると思いますけれども、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 体制でございますけれども、本所、それから支所を含めまして、全員で応援体制をつくりながら、計画作成に向けて努力したいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 21年の変更計画ですから、一回つくってあるやつをその後どう、伐採したのか、植林したのか、あるいは間伐したのか、それを差っ引いたり足したりして、今後5年間でどうしていくのか、そういう計画になろうかと思っておりますけれども、私が思うのには、国が求めた再生プランの目的、これは、例えば一つの流域、一つの沢に国有林、民有林、町有林、社有林、いろいろ入っている中で、民間の山も含めた計画をつくっていかなければならない、そういう中身だと思っておりますけれども、そこは理解していますか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） この計画につきましては、道の作成する計画と適合性を図らなければならないというふうにされております。道の計画が今作成中でございますので、それを見ながら本町の計画を作成するということになりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） そうなると道のほうもおくれているとって私は見えています。今の時期にまだ道のほうの計画が出ていないと、すべての市町村はつくれないという理解をしていますか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 来年の3月31日までに作成を義務づけられておりますので、本町としましては、本所、支所を含めまして来年の3月31日までに作成することです。

○議長（前田篤秀君） 以上で、奥田議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時11分 散会

《平成23年12月14日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 黒 坂 貴 行

署 名 議 員 高 橋 義 昭